

「令和 7 年度川崎市定額減税補足給付金（不足額給付）」のお知らせ

政府与党政策懇談会（令和 5 年 1 0 月 2 6 日）における総理指示及び「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和 5 年 1 1 月 2 日閣議決定）を踏まえ、令和 6 年度に定額減税及び「定額減税しきれないと見込まれる方への給付金」（以下「調整給付」といいます。）が実施されました。

このうち調整給付について、年末調整や確定申告を経て令和 6 年分所得税額及び定額減税の実績額等が確定した結果、調整給付の額に不足が生じた方へ、当該不足額を「定額減税補足給付金（不足額給付）」（以下「不足額給付」といいます。）として追加で給付します。なお、対象となる方には、「支給のお知らせ」等を令和 7 年 7 月 2 9 日（火）から郵送します。

1 対象者

令和 7 年 1 月 1 日時点で川崎市にお住まいの方で、次の（１）又は（２）に該当する方が対象となります。ただし、合計所得金額が 1, 8 0 5 万円を超える方は対象外となります。

（１）不足額給付Ⅰ

令和 6 年度に実施した調整給付を算定する際に、令和 5 年所得等を基にした推計額（令和 6 年分推計所得税額）を用いて給付金額を算定していたことにより、令和 6 年分所得税額及び定額減税の実績額が確定した後に、本来給付すべき額と令和 6 年度に給付した額（調整給付）との間で差額（不足）が生じた方

【対象となる方の例】

- 令和 5 年中の所得に比べ、令和 6 年中の所得が減少したことにより、「令和 6 年分推計所得税額（令和 5 年所得）」よりも「令和 6 年分所得税額（令和 6 年所得）」の方が少なくなった方
- 子どもの出生等で、扶養親族が令和 6 年中（令和 6 年 1 月 1 日～12 月 31 日の間）に増えたことにより、「所得税分定額減税可能額（調整給付時）」よりも「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」の方が大きくなった方
- 令和 6 年度に実施した調整給付の給付後に税額修正が生じたことにより、令和 6 年度分市民税・県民税所得割額が減少し、個人住民税分の定額減税を受けきれていない方

（２）不足額給付Ⅱ

本人及び扶養親族等として定額減税の対象外であり、かつ令和 5 年度及び令和 6 年度に実施した低所得世帯向け給付※¹の対象世帯の世帯主・世帯員に該当しない方

※ 1 令和 5 年度及び令和 6 年度に実施した市民税・県民税非課税及び均等割のみ課税世帯への給付（7 万円又は 1 0 万円）を指します。ただし、令和 5 年度及び令和 6 年度に実施した 3 万円給付は除きます。

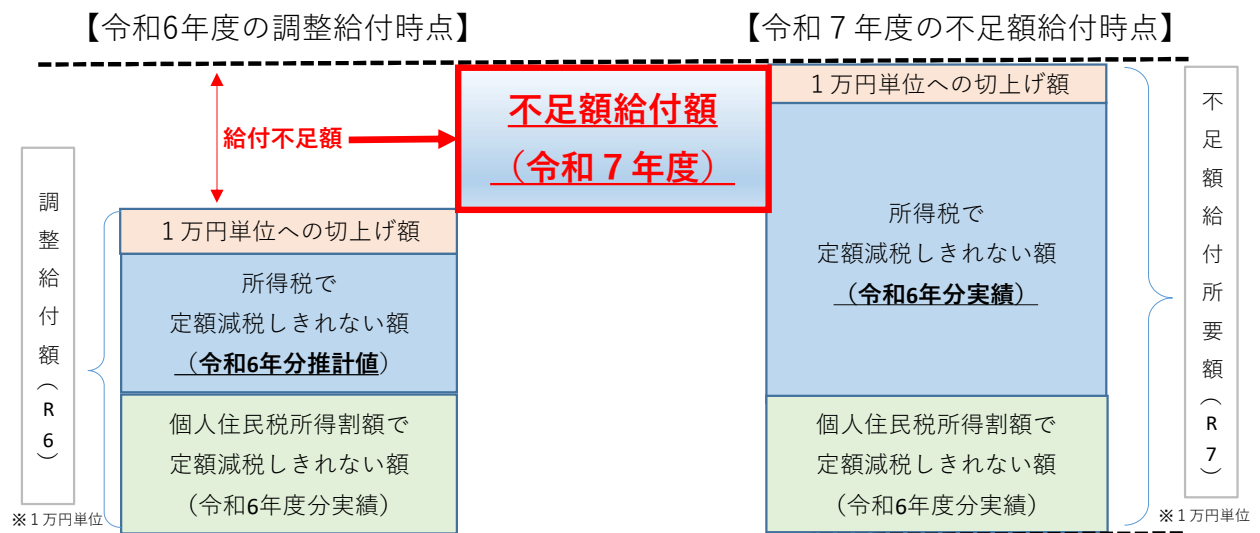
【対象となる方の例】

- 青色事業専従者又は事業専従者（白色）の方
- 合計所得金額が 48 万円超の方

2 給付額

（１）不足額給付Ⅰ

令和 6 年度に実施した「調整給付額」と令和 7 年度に算定した「不足額給付所要額」との差額（次ページのイメージ図を御参照ください。）



（2）不足額給付Ⅱ

原則4万円（定額）※2

※2 令和6年1月1日時点で国外居住者であった方は3万円となります。

3 発送日と初回振込日

【発送日】令和7年7月29日（火）※3 【初回振込日】令和7年8月22日（金）

※3 ただし、次のいずれかに該当する方については、8月下旬以降に発送します。

○令和6年1月2日から令和7年1月1日の間に川崎市に転入した方

○事務処理基準日（令和7年6月2日）直前に個人住民税の申告手続等を行った方 など

4 申請期限

令和7年10月31日（金）

【郵送申請】午前9時川崎港郵便局留必着 【電子申請】午後11時59分まで

5 申請方法（対象となる方の状況により異なります。）

（1）市から「支給のお知らせ」（圧着はがき）が送付される方 **原則、申請不要**

不足額給付の支給対象者のうち、事務処理基準日（令和7年6月2日）時点で給付額が確定しており、かつ令和7年5月上旬頃までにマイナンバーカード等により「公金受取口座」の登録を完了した方又は川崎市から令和6年度の調整給付を口座振込により受け取った方

（2）市から「確認書」が送付される方 **電子申請又は郵送申請が必要**

不足額給付の対象となる方のうち、（1）を除く受取口座の申請が必要となる方

（3）市から「申請書」が送付される方 **電子申請又は郵送申請が必要**

不足額給付の対象となる可能性があり、支給要件を確認するための書類の提出が必要となる方

（4）自ら「申請書（電子申請を含む）」を市へ提出する方 **電子申請又は郵送申請が必要**

令和6年1月2日から令和7年1月1日の間に川崎市に転入した青色事業専従者又は事業専従者（白色）の方などで、令和7年度の個人住民税における扶養関係等に変更があった方※4

※4 上記5（4）に該当する方は、8月下旬以降に市ホームページから「電子申請」を行っていただくことが必要です。「電子申請」が難しい場合は、川崎市調整給付コールセンターにお電話ください。

（注）（2）から（4）については、事務センターに確認書又は申請書が到着後（又は電子申請後）、振込まで1～2か月程度かかる見込みです。

6 問合せ先

川崎市調整給付コールセンター

連絡先：0120-800-040（フリーコール）

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

（土日、祝日を除く、12月26日（金）まで。）

＊ 詳細については、市ホームページを御確認ください。

『定額減税補足給付金（不足額給付）について』



▲定額減税補足給付金

（不足額給付）について

【問合せ先】

- ・対象者及び給付額の算定について

川崎市財政局税務部市民税管理課 児玉

電話：044-200-2218

- ・書類等送付、振込等の給付金支払いについて

川崎市健康福祉局総務部価格高騰支援給付金担当 竹花

電話：044-200-1437